

平成 3 1 年 第 6 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 3 1 年 3 月 2 9 日 (金) 午後 3 時 3 0 分

場 所：教育委員会室

教育長	千	葉	孝
教育長職務代理者	石	井	正 治
委員	古	卷	勲
委員	上	野	操
委員	松	原	秀 成

事務局	教育推進課長事務取扱		
	教育委員会事務局参事	柴	田 靖 弘
	学校配置計画課長	川	勝 賢 治
	学務課長	植	田 光 威
	指導室長兼教育研究所長	市	川 茂
	学校施設担当課長	石	塚 修
	統括指導主事	松	塚 智加子

書記	教育委員会事務局		
	教育推進課庶務係長	岡	田 隆 史
	同 主査	志	村 一 彦

千葉教育長	<p>開会時刻 午後3時30分</p> <p>ただいまから、平成31年第6回教育委員会定例会を開催します。 本日は1名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p>
教育長	<p>日程第1、署名委員を決定します。上野委員と松原委員にお願いします。 続いて、日程第2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、第14号議案、江戸川区立学校設備使用条例施行規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
柴田教育推進課長事務取扱 教育委員会事務局参事	<p>第14号議案、江戸川区立学校設備使用条例施行規則の一部改正につきまして、お手元に資料をお配りしてございます。この第14号議案、そして、続いての第15号議案、こちらにつきましては、先の第2回教育委員会定例会、1月22日に開催されましたけれども、その際に区長からの意見聴取という形で条例案のご審議をいただきました。去る3月26日の第1回区議会定例会におきまして、改正案の条例が可決をされたということを受けまして、今回、この施行規則を改正するというものでございます。</p> <p>14号議案に戻らせていただきますけれども、1枚目の資料をごらんいただきたいと思っております。1番の改正の概要でございますが、5行目の段落二つ目のところに書かせていただいております。施設の使用承認及び使用料の減免・請求は各学校で行っておりますけれども、今般の「学校における働き方改革」の一環として、この学校開放事務の見直しを行いました。その上で、使用料の決定・請求については、教育委員会事務局にて行うという変更を行わせていただいております。それに伴います様式の変更が今回の内容でございます。</p> <p>もう一点は、条例のときにもお話をさせていただきましたけれども、消費税の導入ということでございまして、使用料が変わることに伴います、その料金の部分、別表の部分の改定が含まれております。下の囲みでございますけれども、これまで各学校で申請を受けて使用料の決定をし、使用料の振り</p>

込みについてもそれぞれの学校で行っておりましたけれども、この使用料の部分を事務局が行うことに変えまして、学校の負担の軽減をするというものでございます。その事務フローでございますけれども、上が現行のものになっておまして、下がその改正後の事務フローになっております。学校からは決定を通知をこちら事務局に送っていただいて、事務局から利用者に対して、一番と書いてございます、斜め上にございます使用料の決定通知書、それから納入通知書を郵送でお送りします。その上で利用者が金融機関で収めていただくと、こういった手順に変えさせていただきます。

裏面をごらんいただければと思います。二つ目の使用料の改定であります。10月に予定されている消費税増税に伴いまして、規則の別表で規定しております使用料の一部を改正するというものでございます。

基本的な考え方でございますが、その表の下にございますけれども、今現在の使用料、例えば校庭は310円となっておりますが、これは8%込みの金額でございます。現行の8%を含んだものでございますので、その税抜き価格をまず算出いたします。その税抜き価格に対しまして、新たな消費税の10%をかけての新たな料金を算出させていただきます。その際には、米印にございますとおり、10円未満は四捨五入ということになりまして、この校庭で言いますと310円が消費税10%になりますと316円となりますので、これについて10%、10円未満、四捨五入ということで320円に変わります。小中学生につきましては、夜間照明設備というところでは半額と、2分の1ということになっておまして、ただし、10円未満は切り捨てということになっておりますが、150円から160円へ、テニスコートも310円から320円へということでの変更をこの規定をしたものでございます。施行期日でございますが、31年4月1日から施行とさせていただきます。ただし、この消費税の使用料につきましては、消費税の改定に合わせて31年10月1日から施行をするというものでございます。経過措置に書かせていただいておりますが、この改正後の使用するものから適用することでございますが、同日前、4月1日以前に使用するもの及び4月1日までに既に使用の承認を受けているものについては、なお、従前の例による。これは手続も同様でございます。一番でございます。この規則による改正後の別表の規定はこれは料金でございますけれども、平成31年10月1日以後に使用するものから適用し、同日前に使用するもの及び同日前に既に使用の承認を受けているものにつきましては、従前の例によるというものになります。なお、この様式を変えましたので、でございますけれども、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものについては、所

	<p>要の修正を加えて、なお使用することができるといったものでございます。こういった内容を横版で新旧対照表で赤字でお示ししました。あわせて、文言整理ということで区の文章のほうを通しまして、言葉としての言い回しとして古い部分につきましては、改めてここで文言整理をさせていただきますというものも含まれてございます。</p> <p>以上、ご説明した部分が全体の改正の内容となっております。</p>
教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見などはございますか。
上 野 委 員	細かくてすみません。この1のところの使用料のところは事前払いの場合と事後払いの場合と分けて書かれていて、これはどういう理由で分けたんですか。
教育推進課長	基本的に原則は事前の払いをしていただく。ただし、校庭の場合、雨が降って使えなかったり等が想定されます。そのたびに還付手続をするというのは煩雑になるだけありますということです。屋外の校庭の使用については事後での支払いとなっております。
上 野 委 員	それから、裏側のほうでテニスコート、小・中学生は無料なんですね。あまり利用者はいないんですか。そういうわけではないんですか。
教育推進課長	テニスコートを貸し出ししている学校自体は、たしか松江一中と清新二中の2校だけだと思います。どちらかということ、お子さんたちは部活動等ということではお使いになりますけれども、一般の方々がお使いになるというのが少ないです。
教 育 長	他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、第14号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。

教育推進課長	<p>次に、第15号議案、江戸川区立図書館条例施行規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>第15号議案、江戸川区立図書館条例施行規則の一部改正についてでございます。こちら先ほど説明させていただきましたが、第1回定例会のときには、条例としての改正条例の承認をいただいているものでございますが、規則の中で、資料につきますと、4枚目に別表となっているんですけども、この別表の次に9ページのうちの8ページ目ですか、西葛西ギャラリーというところ、別表第4ですね。別表第4に利用料金が書いてあると思いますが、条例の中では施設の使用料も規定しております。</p> <p>施行規則では、施行に伴う付帯設備の使用料を規定をするという、そういう条例と施行規則のつくりになってございます。条例では、その部屋の使用料の改定をさせていただきましたが、それに伴いまして、同様の先ほど申し上げました消費税増税に伴っての付帯設備の部分の料金の改定を今回、施行規則の中で規定をさせていただいたというものでございます。ですので、9ページ目をごらんいただきます。付則の部分でございますが、一つ目の施行期日は、この規則は平成31年10月1日から施行するものとするということで、消費税増税を読み込んだものでございます。考え方としては先ほど言いました8%を10%に変えたということでございます。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>この部分に関しまして、何かご質問、ご意見などはございますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>他になければ、第15号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、第16号議案、江戸川区教育委員会事務局処務規則の一部改正についてを議題とします。事務局からご説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>第16号議案、江戸川区教育委員会事務局処務規則の一部改正についてでございます。お手元には新旧対照表をおつけしてございます。こちらをごらんいただきたいと思っております。</p>

	<p>平成30年4月に新たに組織として学校配置計画課、適正配置担当係ということで組織改正をさせていただいたときに規定したものでございますが、この3月31日をもちまして、こちらを廃止するというので、こちらを削除するような改正内容でございます。それが1ページ目に書かれてございます。そして、3ページ目には、これは担当の事務分掌の部分でございます。学校配置計画課、適正配置担当係のその事務分掌を削除。その削除された部分の業務につきましては、4ページ目、学務課の学事係のところには6号といたしまして、通学区域及び通学路のということで、こちらに業務を移させていただくというものでございます。もう一点、5ページ目、学校改築担当係のところ、第2号としまして、学校の適正配置に関することということで、それぞれ担当業務を振り分けるというのを規定したものでございます。付則にございますとおり、平成31年4月1日から施行するというものでございます。説明は以上であります。</p>
教 育 長	<p>この件に対しまして、何か質問、意見などはございますか。</p>
石 井 委 員	<p>学校配置計画課のお仕事を結果としては学務課学事係と、それから学校施設担当課の学校改築担当係に割り振るといことなんですが、そうすると、これまでお仕事をされている中で、何かバッティングといいましょか、お互いにどっちなのというような、そういうような事柄というのはありましたでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>まず、学務課学事係、事務分掌に付した部分の通学路にかかわる部分でございますが、平成29年度までは従前として学事係が担当していたものでございます。それを戻したということです。</p>
川勝学校配置 計画課長	<p>説明させていただきます。今、私ども学校配置計画課でございますが、課長を含めて5名の職員がおりまして、4名、通常の係長以下の職員おりまして、もともと学務課に29年の4月ですけれども、通学路については、そのときにちょうど私どもで担当をしておりました。それは学事係に戻します。職員は全部解散ということになりますので、その中で、1人は学事係に今申し上げたとおり異動という形になりまして、その職員が引き継ぎを、もとの戻すということになりますので、やらせていただく。あと、石塚課長のところの学校施設担当課のほうには学校統合の関係ですが、これは一緒に今年度もやらせていただいたところで、ある程度計画ができて、後の実行というこ</p>

<p>教 育 長</p>	<p>とで職務を移させていただくというような中身になってございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>他になければ、第16号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、第17号議案、江戸川区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>第17号議案、江戸川区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部改正についてでございます。こちらにつきましては、新旧対照表をお配りしてございますが、この別表第一で新たに規定するもの、それから職を削除するものを今回、改正の中で、規定をさせていただきました。</p> <p>まず、1ページ目でございます、旧のほうにありますけれども、親子ふれあい指導員という職がございました。これは、以前、小岩第一幼稚園がありました、小岩小学校内にその施設を利用して、小岩小学校が改築するまでの間の暫定利用として親子ふれあいひろばというものをやっておりました。既に小岩小学校は改築をスタートするというので、この3月31日をもってこちらの親子ふれあいひろばを閉園するということになりましたので、あわせてその職を削除するというものになります。</p> <p>続いて、2ページ目をごらんいただきたいのですが、教育指導調査員ということで、新たに学校教育指導センター、上一色中学校内にありますけれども、そちらの職としての新たな職の規定をさせていただくというものでございます。それから、3ページ目の一番下でございます、部活動指導員、これは働き方改革で今回初めて外部指導員を非常勤の人に導入するというので予算を形状させていただきましたけれども、その職を規定したものでございます。その新旧の規定をここでさせていただいたということで、付則にございますとおり、平成31年4月1日からこの規則を施行させていただくというものでございます。説明は以上でございます。</p>

教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見などはございませんか。
石 井 委 員	部活動は、1日マックス何時間でやるというようなことで規定ができています。そうした場合で部活動指導員の方に最大週何時間とかというような、そういう規定は書かなくてもそれはそれで大丈夫でしょうか。
市川指導室長	その件については、部活動指導員の雇用にかかる要綱というのを私ども定めています。その中に、週当たり何時間、月何時間、年間というような形で縛りをかけていますので、その範囲内でやっていただくといったことをございます。こちらはあくまでも規則として報酬だけを、他の職も含めてなんです。書かせていただいているので、こちらではそういった時間の制限については記載していません。
教育推進課長	ですので、記載のほうは他の職は週何十時間勤務、幾らという形をとらせていただいておりますけれども、実は国の制度として時間単価というような形での報酬も規定されております。
石 井 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、第17号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第18号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	第18号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正につきまして、ご説明いたします。 実は、この次の第19号議案の給与に関する条例施行規則の一部改正、こ

の二つについて、改正内容と同じでございますので、先の第3回の2月12日に開催されました定例会におきまして、この条例の改正案ということで区長からの意見聴取がございまして、承認をいただいた件に伴いまして、26日には議決をしました。それに伴う施行規則の改正ということになります。

これは実は改正条例のときにこの二つの規則にかかわるものということで、条例にも付則で規定させていただいたものでございます。内容はこの働き方改革に伴いまして、時間外勤務の上限を規定するんだということで、国が労働基準法で規定をされ、それを国家公務員が人事委員会で規則で定めております。地方公務員についても地方公務員法にのっとり均等の原則、国家公務員とあわせるというようなその原則にのっとり、今回、我々職員の勤務時間条例という条例も同じように改正されておりますし、それとあわせまして、幼稚園教育職員も同じように改正をすると、そういう趣旨でございます。

内容としては、この上限について一つ1ページ目の勤務時間のところをごらんいただきたいのですが、第7条の2として書かれております時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限ということで、3点について定めております。一月において、時間外勤務を命ずる時間については45時間、口を書いてあります1年において時間外勤務を命ずる時間については360時間というのが労働基準法で定められた原則でございます。ただし、1年において、3号のところをごらんいただきたいのですが、次のページ、3号、他律的業務として、業務量、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう、の比重が高い部署として教育委員会が指定するものに勤務する職員ということでの規定としては一月においては時間外勤務を命ずる時間について100時間未満で1年においては720時間。八に書いてございます、一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の一月当たりの平均時間については80時間ですので、5カ月を平均した場合にこの80時間にすると。1年のうち、一月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数については六月までですというような規定を規定するというふうに決まりました。これを受けて条例を改正し、具体的な時間数を書いたのがこの施行規則でございます。これにつきましては、この赤に記しましたとおり、国家公務員、地方公務員、全てに今回適用されるということになったものでございます。江戸川区としてもこれを改定として規定をさせていただいたというものでございます。

教 育 長	<p>この件に関しまして、何か質問、意見などはございますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>他になければ、第 1 8 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、第 1 9 号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>第 1 9 号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。新旧対照表をごらんいただければと思いますが、これまでも赤字で記してございますけれども、扶養親族として認定することができないという、金額、年額でございますが、今までは 1 4 0 万円以上であるものとされておりましたが、これが今回の改定によりまして、1 3 0 万円ということで改正されたものでございます。これにつきましては、4 月 1 日を施行日という形で定めるものでございます。これは幼稚園教育職員も含めて地方公務員全体、国家公務員とあわせての改正の内容となっております。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>この件に関しまして、何か質問、意見などはございますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>他になければ、第 1 9 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>日程第 3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>江戸川区奨学資金貸付条例施行規則の廃止について、事務局から説明をお願いします。</p>

教育推進課長	江戸川区奨学資金貸付条例施行規則の廃止についてでございます。この件につきましては、先ほどもお話をさせていただきましたが、1月22日に開催された第2回教育委員会定例会におきまして、条例の廃止ということで区長からの意見聴取があつてご承認をいただいた、それを26日に第1回区議会定例会で可決をいたしましたので、それに伴って、この施行規則の廃止をするというものでございます。
教 育 長	何か質問、ご意見はございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、平成31年第6回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午後4時03分